

ギャンブル等依存症対策法案、衆院通過

5月22日に審議がはじまった議員立法のギャンブル等依存症対策基本法案は5月25日午前、衆院内閣委員会でも可決した。同日午後1時過ぎからの本会議に上程され、午後4時半過ぎ、山際大志郎内閣委員長が委員会において賛成多数で可決した事を報告。起立により賛成多数で採決、衆院を通過した。

24日の内閣委員会では、自民党などが提出したギャンブル等依存症対策基本法案および立憲民主党などが提出したギャンブル依存症対策基本法案の一括審議を行い、参考人としてリカバリーサポーター・ネットワークの西村直之代表理事、ギャンブル依存症問題を考える会の田中紀子代表理事、弁護士の上理氏が出席して意見を述べた。

そのうち西村氏は両法案について、「正直過不足という感じはあるが、これはあくまでも基本法」と、公衆衛生モデルの必要性の見地で意見を述べた。自公維の案と比べ、野党案は医学モデルが強く表現されているとし、利害関係者の対策費用負担という面から考えても、費用効果の悪い医療モデルは違和感があると見解を示し、人材の養成が重要とした。そして、「ギャンブル等依存症」という医学用語は存在しないところから、法案用語については違和感を示した。

田中氏は、民間団体に対する支援を強調。

「重篤な人に対しては、相談してもたらい回しされるといふ問題がある」と訴えた。依存症対策費について、事業者の売上の一部を国が集め、民間団体などに分配する仕組みの必要性を法案に盛り込む事を求めた。なお、当事者や家族などの関係者会議が法案に盛り込まれた事に感謝した。

法案は、自民、公明、日本維新の会の3党が共同提出。競馬やパチンコなど既存のギャンブル等依存症対策を推進するための基本計画を策定するよう政府に求める。なお、衆院内閣委員会では、依存症対策基本法

の成立に続いて、午後1時前にカジノを含む統合型リゾート（IR）実施法案の審議が始まり、石井啓一大臣（国土交通）がIR実施法案の説明を行い、会期中の成立を目指している。

【ギャンブル等依存症対策基本法案概要】

○目的

- (1)本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるものであり、
- (2)多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の重大な社会問題を生じさせている

ギャンブル依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もつて

- (1)国民の健全な生活の確保を図るとともに、
- (2)国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与

○定義

ギャンブル等依存症：ギャンブル等法律で定めるところにより行なわれる公営競技、ばちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態

○基本理念

- (1)ギャンブル等依存症の発症・進行・再発の各段階に応じた防止・回復のための対策を適切に講ずるとともに、本人・家族が日常生活・社会生活を円滑に営む事ができるように支援
- (2)多重債務・貧困・虐待・自殺・犯罪等の問題に関する施策との有機的な連携を図られるよう、必要な配慮

○アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮

アルコール・薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

○責務

国・地方公共団体・関係事業者・国民・ギャンブル等依存症対策に関連する業務に充実する者の責務を規定

○ギャンブル等依存症問題啓発週間

国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）を設定

○法制上の措置等

政府にギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上・財政上の措置等の措置を講ずる義務

○ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

- (1)ギャンブル等依存症対策推進基本計画：政府に策定義務（少なくとも3年ごとに見直しを検討）
- (2)都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画：都道府県に策定の努力義務（少なくとも3年ごとに見直しを検討）
- 基本的施策
- (1)教育の振興等
- (2)ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施
- (3)医療提供体制の整備
- (4)相談支援等
- (5)社会復帰の支援
- (6)民間団体の活動に対する支援
- (7)連携協力体制の整備
- (8)人材の確保等
- (9)調査研究の推進等
- (10)実態調査（3年ごと）
- ギャンブル等依存症対策推進本部
- 内閣に、内閣官房長官を本部長とするギャンブル等依存症対策推進本部を設置
- 所管事務：(1)基本計画の案の作成・実施の推進(2)基本計画に基づく施策の総合調整・実施状況の評価等
- *本部は、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議を置く。委員は20人以内で組織。委員は、ギャンブル等依存症である者及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命。



特定非営利活動法人
リカバリーサポートネットワーク代表理事
西村直之

意見を述べる西村代表